

出生届 手続きチェックシート (市役所での手続き)

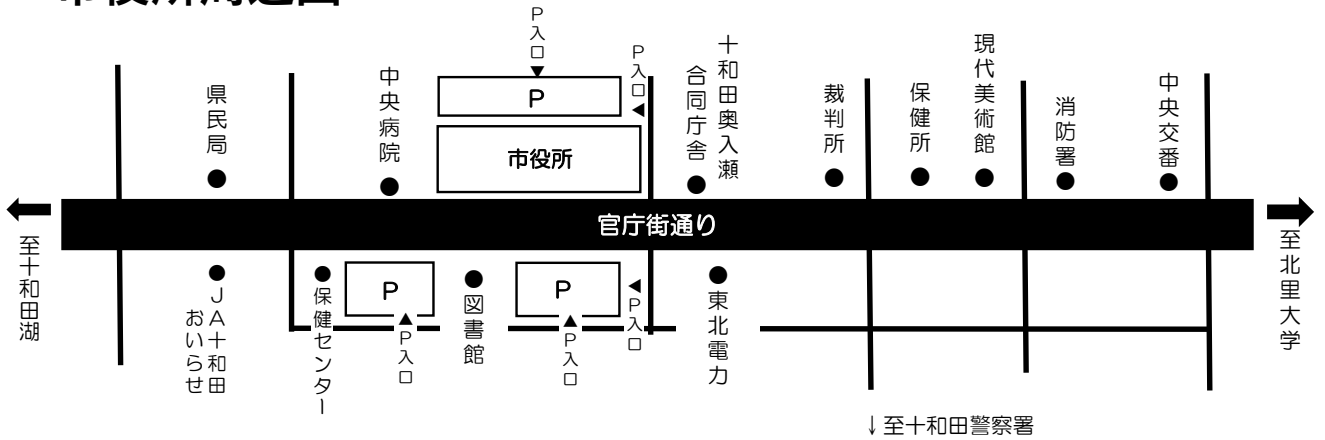
以下の項目で当てはまるものについて、各窓口で手続きをお願いします。

それぞれのご事情により、このシートで示したものの以外の手続き及び必要書類がある場合もございますので、各窓口でご確認ください。

	チェック	当てはまるかたはいますか？	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
住所・戸籍		出生の記載がされた各種書類を必要なかた	住民票の申請 (住所地の役所へ) 戸籍謄本の申請 (本籍地の役所へ) 出生届受理証明書の申請 (出生届出地の役所へ)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認書類 ※出生届出後、書類発行までに以下のとおりお時間をいただきます。 ○届出地及び申請地が十和田市の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票、受理証明書…数時間 ・戸籍…1週間程度 ○上記以外の場合…10日程度 ※詳しくはお問合せください。 		市民課 住民記録係 51-6755 戸籍係 51-6756	3番
		市営住宅にお住まいのかた	市営住宅の異動届	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届の写し 		都市整備建築課 51-6738	別館 2階
		国民健康保険に加入するかた	加入手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の本人確認書類、マイナンバーがわかるもの ※世帯員以外のかたが保険証を受領する場合は委任状(委任状が無い場合は郵送となります。) ・妊婦十割給付証明書 		国保年金課 国保税係 51-6751	10番
					国保年金課 国保給付係 51-6750		
年金		障害年金(1級・2級)を受給しているかた	障害給付加算額加算開始事由該当届	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の本人確認書類 ・戸籍謄本 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの 		国保年金課 国民年金係 51-6753	11番
		国民年金第1号被保険者のかた	産前産後免除該当届	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの 			
子ども		児童手当を申請するかた	認定請求または額改定認定請求(公務員のかたは勤務先に申請してください)	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者の保険証 ・受給者の通帳 ・親と子のマイナンバーがわかるもの 	出生日の翌日から15日以内	こども支援課 こども保育係 51-6717	保健センター(裏面周辺図参照)
		保育施設を利用するかた	保育利用の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書等 ・家族全員のマイナンバーがわかるもの 			
		子ども医療費を申請するかた	子ども医療費受給資格証交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・親のマイナンバーがわかるもの ・申請者の通帳 ・認印 		こども支援課 こども給付係 51-6716	
		ひとり親家庭などに該当するかた	ひとり親家庭等医療費助成の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・親と子の保険証 ・戸籍謄本 ・親の通帳 ・親のマイナンバーがわかるもの 			
			児童扶養手当の申請または額改定認定請求	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・親の通帳 ・年金番号がわかるもの ・親のマイナンバーがわかるもの ・児童扶養手当証書 			
	養育医療を申請するかた	養育医療給付の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・子を扶養に入れるかたの保険証 ・養育医療意見書 ・親のマイナンバーがわかるもの 				

メモ欄

市役所周辺図



十和田市役所 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号



電話：0176-23-5111（代表） HP：https://www.city.towada.lg.jp

開庁時間：月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

※各種証明書は上記以外でも交付しております。

- ・市民課 延長窓口 毎週月・金 18:00まで（戸籍、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカード等）
- ・コンビニエンスストア等（マイナンバーカードをお持ちのかた）
6:30～23:00 機器メンテナンス日を除く